

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した時以降 求人・求職者に提供する紹介のサービス 及び求人と求職の照合等の紹介サービス に付随するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 1 0 0 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 1 0 0 % 手数料負担者は求人者とします
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 1 0 0 % 手数料負担者は求人者とします
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 1, 0 0 0, 0 0 0 円 活動 1 日当り 実 費 成功報酬 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 1 0 0 % 手数料負担者は求人者とします
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	関係雇用主から再就職支援の依頼を受理した場合において 対象者 1 名あたり 1, 0 0 0, 0 0 0 円 または 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者が就職後 1 年間就業した場合に 想定される年間総賃金の 1 0 0 % 手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※関係雇用主とは、求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主または雇用主であった者となります。

許可番号 4 0 - ユー 3 0 0 0 3 2

事業所の名称及び所在地
 株式会社ポータル
 福岡市中央区高砂 2 丁目 1 0 番 1 号

返戻金制度に関する事項

当社より紹介にて入社した人材が入社後 6 ヶ月以内に、本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した手数料金額から下記の通りの金額を返還いたします。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内の場合 | コンサルティング料金の 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超え、3 ヶ月以内の場合 | コンサルティング料金の 50% |
| (3) 入社後 3 ヶ月超え、6 ヶ月以内の場合 | コンサルティング料金の 10% |

※但し、採用決定者が、企業様に起因する事由により退社した場合は、受領した手数料金は返金いたしません。